

第16期決算

貸借対照表

平成28年12月31日現在

東京都港区西新橋一丁目2番9号
モエコカンボジア石油株式会社
代表取締役社長 橋口利夫

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	25,496	流動負債	1,832
預 金	20,567	未 払 住 民 税	1,210
未 収 入 金	4,929	未 払 金	622
		負債合計	1,832
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	23,663
		資 本 金	3,356,000
		資 本 剰 余 金	3,346,000
		資 本 準 備 金	3,346,000
		利 益 剰 余 金	△ 6,678,336
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 6,678,336
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 6,678,336
		純資産合計	23,663
資産合計	25,496	負債及び純資産合計	25,496

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

自 平成 28年 1月 1日

至 平成 28年 12月 31日

(単位:千円)

科 目	金 額	
販売費および一般管理費		68,890
営 業 損 失		△ 68,890
営 業 外 収 益		
雑 収 入	1	1
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	2,074	
開 業 費 償 却	673,159	
株 式 交 付 費 償 却	990	676,224
経 常 損 失		△ 745,113
税 引 前 当 期 純 損 失		△ 745,113
住 民 税		1,210
当 期 純 損 失		△ 746,323

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、カンボジア王国 Block A 鉱区において、30%の権益を保有して石油及び天然ガスの探鉱事業を推進していました。しかしながら、Block A 鉱区については、現在の開発計画・経済性等の水準では開発移行の見通しが付かないため、平成 28 年 6 月に鉱区撤退することを決定し、現在は会社清算に関連する手続きを進めています。当該鉱区からの撤退に伴い、これまで計上していた鉱業権及び探鉱勘定を探鉱勘定引当金と相殺し、繰延資産をすべて開業費償却として費用処理しています。

このような状況において、当社は、継続企業を前提として計算書類及びその附属明細書を作成することが適切ではないと判断していますが、わが国には、継続企業を前提として計算書類及びその附属明細書を作成することが適切でない場合の代替的な基準が整備されていないために、計算書類及びその附属明細書は、継続企業を前提として作成しています。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 引当金の計上基準

探鉱勘定引当金…………… 当社は、探鉱段階における地質調査費、物理探鉱費、試掘費及びその他の探鉱に要した費用は探鉱勘定に計上しています。当社は、産油国石油公社との間で締結している生産分与契約に基づき、生産物(原油・ガス)から探鉱、開発、生産段階で発生するコストを回収することになりますが、産油国政府の開発承認前の探鉱段階にあつては、探鉱活動の成功する確率はかなり低いため、探鉱に失敗した場合に探鉱コストを回収できず損失が発生することに備え、探鉱コストの回収可能性を勘案して探鉱勘定引当金を計上しています。なお、鉱区撤退をしたため当事業年度に探鉱勘定引当金を取り崩しています。

2. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 134,040 株

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引(業務委託料)	30,000 千円
営業外取引(業務委託料)	30,000 千円

(税効果会計に関する注記)

当事業年度末において、将来減算一時差異等の主なものとして税務上の繰越欠損金がありますが、将来の税効果発生見込みが確実ではないと判断されるため、繰延税金資産を計上していません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は現在資金運用を行っていません。資金調達については、必要な資金を主に増資により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っていません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	20,567	20,567	-
(2) 未収入金	4,929	4,929	-
(3) 未払住民税	(1,210)	(1,210)	-
(4) 未払金	(622)	(622)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金、(2) 未収入金、(3) 未払住民税、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(関連当事者との取引に関する注記)

会社等の名称	議決権等の 被所有割合	当社との 関係	関係内容		取引の内容	取引金額 (注2)	科 目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上の関係				
三井石油開発 (株)	被所有 直接 100%	親会社	兼任3人	当社の事業に係 わる全ての業務 の委託等	当社の業務委託 (注1) 増資の割当	千円 60,000 100,000	-	千円 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託費に関しては、業務委託契約に基づき定期的に委託業務内容を見直すとともに、業務量の動向を勘案協議の上決定しています。

(注2) 取引金額には消費税等を含めていません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 176 円
2. 1株当たり当期純損失 △ 5,628 円

独立監査人の監査報告書

平成29年2月24日

モエコカンボジア石油株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

佐藤 嘉雄



指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

大橋 武尚



当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モエコカンボジア石油株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

不適正意見の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、Block A 鉱区については、現在の開発計画・経済性等の水準では開発移行の見通しが付かないため、平成28年6月に、鉱区撤退することを決定し、現在、会社清算に関する手続を進めている。このような状況において、会社は、継続企業を前提として計算書類及びその附属明細書を作成することが適切ではないと判断しているが、我が国には、継続企業を前提として計算書類及びその附属明細書を作成することが適切でない場合の代替的な基準が整備されていないことから、上記の計算書類及びその附属明細書は、継続企業を前提として作成されている。

不適正意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類及びその附属明細書に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示していないものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上